

令和2年9月24日

第3回村上市農業委員会会議録

第3回村上市農業委員会定例会を令和2年9月24日午前9時00分村上市神林支所3階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	阿部正一	2番	板垣栄一
3番	遠藤俊樹	4番	本間裕一
5番	佐藤健吉	6番	菅原隆雄
7番	佐藤昌夫	8番	遠山久夫
9番	本間サヨ子	10番	稲葉浩之
11番	斎藤博	12番	加藤孝平
13番	齋藤文夫	14番	石山章
15番	佐藤裕介	16番	船山寛
17番	大倉毅	18番	大野章
19番	村山美恵子	20番	富樫与志栄

1. 欠席委員は次のとおりである。

なし

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第1号 事業計画変更承認申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第4号 村上農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に係る意見書の交付について

議案第5号 令和3年度農業施策等に関する意見書(案)について

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	小川良和
事務局次長	大西恵子
事務局副参事	小田雄介
事務局係長	園部和枝

1. 午前9時00分 事務局長(小川良和君) 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから第3回村上市農業委員会定例総会を開催いたします。

初めに、本日の欠席委員を報告いたします。本日は農業委員さん、皆様全員出席でございます。よって、村上市農業委員会会議規則第6条により本日の総会は成立いたします。

また、今回は合同会議ですので、農地利用最適化推進委員の方々からもご出席をいただいております。推進委員の方につきましては、議席番号3番、齋藤裕助委員、6番、富樫潤委員、8番、中山栄委員、9番、東海林善雄委員、11番、木村壽一委員、14番、本間文春委員、18番、本間賢二委員、7名の方から欠席の報告が来ております。よって、推進委員の方につきましては出席者12名となります。

それでは、初めに会長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（石山 章君） 挨拶（略）

○事務局長（小川良和君） ありがとうございます。

それでは、議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、最初に議事録署名委員の選出についてお諮りいたします。

議長である私に一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、第3回村上市農業委員会定例総会議事録署名委員には、議席番号4番、本間委員、議席番号5番、佐藤委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

○議長（石山 章君） それでは、日程4の報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告してください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、1ページ、報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について。今回の案件は4件です。

初めに、番号1番、申請人、村上市葛籠山\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、面積、3筆合計5,912平米。申請事由として、申請地は約40年前から耕作しておらず、雑木等が生い茂り、現在は原野化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

次に、番号2番、申請人、村上市鶴渡路\_\_番地、\_\_\_\_\_、土地の面積、合計3筆、計637平米。申請事由として、申請地は約20年前から耕作しておらず、\_\_番は原野化し、\_\_\_\_\_及び\_\_\_\_\_は山林化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

次に、番号3番、申請人、村上市鶴渡路\_\_番地、\_\_\_\_\_、土地の面積、8筆合計3,200平米。申請事由として、申請地は約20年前から耕作しておらず、雑木等が生い茂り、現在は原野化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

最後に、番号4番、申請人、村上市荒川\_\_番地、\_\_\_\_\_、土地の面積、合計8筆、計4,372平米。申請事由として、申請地の小出沢は約20年前から耕作しておらず、カヤ、ヨシ等が生い茂り、現在

は原野化しています。また、西ノ沢は杉等が生い茂り、現在は山林化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

次に、場所の説明をいたします。3ページ、番号1番については、地図左手方向、湯ノ沢集落のちょうど上、小さく囲んだ場所の1筆と、地図の右方向の山あいになんとか小さく囲みまして2筆が今回の申請場所になっております。

次に、番号2番についてです。地図の中央付近、国道7号が走っており、その国道7号線脇に2筆、下方向に小さく1筆、合計3筆が今回の申請場所です。

次に、番号3番、地図の左寄り、国道7号線が走っておりまして、鶉渡路地内の四角く囲んだ8筆が今回の申請場所になっております。

最後に、番号4番についてです。山北地区の荒川地内、地図の左上方向、小さく囲んだ4筆と地図右下方向の小さく囲んだ4筆、合計8筆が今回の申請場所になっております。

場所の説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、ただいまの報告について、ご質問等ありましたらお願いいたします。

（なしの声あり）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、報告については以上といたします。

日程5の議題に入ります。議案第1号 事業計画変更承認申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、7ページ、議案第1号 事業計画変更承認申請についてです。今回の案件は2件です。

初めに、番号1番、当初計画者、関川村大石\_\_番地、\_\_\_\_、承継者、新潟市東区東明\_\_\_\_、\_\_\_\_、村上市府屋\_\_\_\_、\_\_\_\_。土地の合計、2筆合計387平米。移転内容の事由として、住宅建築敷地。変更目的・内容として、申請地は平成14年9月18日付新潟県村振農第3147号により農地法第5条の許可を得ましたが、当初計画者が移住困難となり、このたび承継者が住宅建築を計画したものです。

今、番号1番の事業計画変更承認に関連しまして、9ページの農地法第5条の申請についての番号2番についても関連がありますので、一緒に説明させていただきます。譲渡人、譲受人が先ほどの事業計画変更承認のところでお話しした方になります。契約の内容が使用貸借権の設定で、貸人の\_\_\_\_さんと借人の\_\_\_\_さんが、\_\_さんが\_\_\_\_さんの孫に当たります。農地区分が第3種の農地になります。備考としまして、申請者は10月に結婚を予定しており、このたび住宅の建築を計画し、申請地を最適地と考え、転用申請するものです。なお、申請地は都市計画法に基づく用途地域内（第1種住居地域）の農地で、周囲は宅地化が進んでいます。木造二階建て1棟で、建築面積114.03平米です。

7ページのほうに戻りまして、事業計画変更承認の番号2番、当初計画者が新潟市中央区万代\_\_\_\_、氏名、\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_。土地の表示が1筆合計520平米で、移転の内容として、転用期間の変更になります。変更目的・内容としまして、申請地は平成29年10月10日付新潟県村振農第3050号により農地法第5条の許可を得ましたが、高速道路工事の延長により令和2年2月27日付村農委1062号で期間変更の承認を得て、さらに工期の延長により期間の変更をするものです。

次に、場所の説明をいたします。事業計画変更の番号1番と農地法第5条の番号2番については、15ページのほうになります。15ページの地図中央寄りに県道坂町停車場線が南北に走っており、その左手方向に細く囲みました2筆が今回の申請場所になっております。

次に、事業計画変更の番号2番が8ページになります。地図中央南北に国道7号が走っており、その右手方向に太く囲みました場所が今回の申請場所になっております。

場所の説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、事業計画変更に伴う現地調査をしていただいておりますので、最初に事業計画変更番号1番と関連がございます5条の番号2番について報告をお願いいたします。

推進委員7番、渡邊委員。

○推進委員7番（渡邊一男君） 推進委員の渡邊です。荒川地区では、9月7日、農地転用等の案件につきまして現地確認を行いましたので、報告させていただきます。

当日は午前9時に荒川支所会議室におきまして農業委員3名、それから最適化推進員3名、事務局からは大西次長、小田副参事、それから荒川支所からは国井室長、遠山係長が出席されました。事務局より申請内容について説明を受けた後、現場に移動しまして、\_\_\_\_土地家屋調査士の立会いの下、申請内容について現地を確認を行いました。

初めに、事業計画の変更承認についてでございますが、申請地は先ほども説明がありましたように平成14年9月18日付で農地法第5条の許可を得ましたが、当初計画者が移住困難となり、承継者が住宅建築を計画したものであります。荒川地区としては適正に転用計画が進められていくものと判断し、委員全員で承認すべきものという意見になりました。

次に、先ほどの事業計画変更承認に係る農地法第5条申請についてでございますが、借人である\_\_\_\_と\_\_\_\_は10月に結婚を予定しておりまして、貸人である祖父、\_\_\_\_から申請地を使用貸借し、住宅を建築するため転用申請するものであります。申請地は、都市計画法に基づく用途地域の農地で、周辺は宅地化が進んでおります。飲料水等につきましては上水道、汚水排水及び生活雑排水につきましては公共下水道により、それから雨水排水は自然流下により対応する予定でございます。周辺に農地はなく、影響を及ぼすことがないものと判断したことから、荒川地区としては許可すべきものとの意見になりましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（石山 章君） 続きまして、事業計画変更、番号2番について報告をお願いいたします。

○20番（富樫与志栄君） 農業委員20番、富樫与志栄です。2番についてご報告いたします。

朝日地区では9月10日に事業計画変更申請のありました案件について現地確認を行いましたので、ご報告いたします。当日は午後1時に朝日支所の会議室において農業委員6名、最適化推進委員6名、事務局からは小川局長、園部係長、朝日支所の産業建設課産業観光室の小池室長が出席しまして、事務局より申請内容について説明を受けました。その後大須戸の現場に移動しまして、申請内容について確認を行っております。申請地は、平成29年10月10日付で新潟県村振農3050号により農地法第5条の許可を得ましたが、高速道路の工事の延長により期間の変更をするものです。許可当時から転用目的どおり資材置場として適正に使用されており、また今後も引き続き適正に使用されると判断しまして、朝日地区としては委員全員で承認すべきものということで意見になりました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、議案第1号について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。  
(発言する者なし)

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第1号については承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第1号 事業計画変更承認申請については承認することに決定いたしました。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、9ページ、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。今回の案件は10件です。

それでは、番号1番、譲渡人、村上市天神岡\_\_番地、\_\_\_\_、譲受人、村上市長井町\_\_\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地については田1筆、合計588平米です。備考といたしまして、申請者は市内で土木建築業等を営んでいますが、業務の拡張により資材置場が不足してきたため、既存の資材置場に隣接する申請地を拡張用地として転用申請するものです。なお、拡張に係る部分の敷地面積が既存の面積の2分の1を超えないものであります。既存施設の面積が1,258平米、増設する面積588平米、農振除外の案件であります。

次の番号2番については先ほどの説明をさせていただきましたので、省略させていただきます。

次に、10ページ、番号3番、譲渡人、新潟市西区寺尾台\_\_\_\_、\_\_\_\_、譲受人、村上市下新保\_\_番地、\_\_\_\_、土地については田1筆、面積793平米。備考といたしまして、申請者は建設会社を営んでおり、市の除雪業務を請け負っています。現在自宅の空きスペースに重機を置

いていますが、除雪作業の迅速な対応及び利便性等から申請地を最適地と考え、転用申請するものです。なお、申請地は第1種農地であるが、申請に係る土地の周辺において居住する者の業務上必要な施設を集落に接続して設置するものです。農振除外の案件であります。

次に、番号4番、譲渡人、村上市勝木\_\_\_\_、\_\_\_\_、譲受人、村上市勝木\_\_番地、\_\_\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_。申請の土地については田1筆、1,642平米。備考といたしまして、申請者は市内で土木建築工事業等を営んでいますが、現在地が高速道路用地となることから、申請地を最適地と考え、転用申請するものです。なお、申請地は第1種農地であるが、申請に係る土地の周辺において居住する者の業務上必要な施設を集落に接続して設置するものです。全体面積3,739平米、農地が3,409平米、その他330平米、関係者2名による農振除外案件であります。

次に、11ページ、番号5番についてが今ほど番号4番で説明しました関係者のもうお一方になりまして、譲渡人、村上市勝木\_\_\_\_、\_\_\_\_になります。以降は、番号4番と同じ内容になります。

次に、番号6番、貸人、村上市金屋\_\_番地、\_\_\_\_、借人、村上市佐々木\_\_\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、申請の土地については田1筆、4,927平米。備考といたしまして、砂利採取による一時転用になります。利用期間が許可日から令和4年4月15日まで、全体面積14,960平米、農地14,931平米、その他29平米、関係者2名となっております。

12ページ、番号7番が今ほどお話しさせていただきました番号6番に係る関係者2名のうちのもうお一方になります。村上市金屋\_\_番地、\_\_\_\_、申請の土地が田2筆、10,004平米になります。以下は、番号6番と同じ内容になります。

次に、番号8番、貸人、村上市十川\_\_番地、\_\_\_\_、借人、村上市羽下ヶ淵\_\_番地、\_\_\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、申請の土地は田7筆合計の5,256平米になります。備考といたしまして、砂利採取による一時転用になります。利用期間が令和2年11月1日から令和4年4月30日までです。

次に、番号9番についてです。貸人、村上市十川\_\_番地、\_\_\_\_、借人、村上市羽下ヶ淵\_\_番地、\_\_\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、申請の土地は田2筆の合計面積161.18平米、備考といたしまして、仮設道路用地の設置による一時転用になります。利用期間が令和2年11月1日から令和5年4月30日まで、全体面積550.01平米、うち農地319.02平米、その他230.99平米の関係者2名によるものです。

番号10番については、今ほどの9番の申請に係るもうお一方になります。借人が村上市古渡路\_\_\_\_、\_\_\_\_。申請地が畑1筆、157.84平米になります。以下は、番号9番と同じになります。

次に、場所の説明をいたします。番号1番については、地図左手方向、南北に国道7号線が走っておりまして、ちょうどすぐその右横に三角に囲みました場所が今回の申請地で、それを挟みまし

た2筆が既存の施設になります。

番号2番については先ほど説明させていただきましたので、省略いたしまして、次に16ページ、番号3番についてです。朝日地区の下新保集落内のちょうど集落の右側に四角く囲んだ場所が今回の申請場所になります。

次に、番号4番、5番についてですが、山北地区勝木集落地内、地図の中央付近に国道7号線が走っており、ちょうど中央付近、7号線の下方向に囲みました2筆が今回の申請場所になります。

次に、18ページ、番号6番、7番についてです。地図右手方向に鳥屋集落があり、その左手方向に囲みました3筆が今回の申請場所になります。

次に、番号8番、朝日地区の十川地内、地図中央付近に県道高根村上線が走っておりまして、その左手方向に囲みました7筆が今回の申請場所になります。

最後に、番号9番、10番についてです。地図の中央付近、県道高根村上線の左手方向、細く小さく囲みました3筆が今回の申請場所になります。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、転用に係る現地調査をしていただいておりますので、5条の番号1番について報告をお願いします。

10番、稲葉委員。

○10番（稲葉浩之君） 10番、稲葉です。議案第2号、番号1について報告します。

9月9日1時半より神林支所で委員全員、事務局より大西次長で確認しました。この案件は、令和2年2月の定例総会において農振除外案件として審議され、承認された案件です。今回の申請内容は農振除外案件と同じ内容であり、1月に現地確認を実施していること、利害関係者からの同意も得られていることなどから、書面、図面で確認し、委員全員で許可相当と判断しました。皆様方のご審議よろしくをお願いします。

○議長（石山 章君） 次に、番号3番について報告をお願いいたします。

16番、船山委員。

○16番（船山 寛君） 16番、船山です。3番の案件について説明いたします。

今ほどの案件と同じように、この案件も12月案件で農地利用計画書で承認していただいた案件ではありますが、10日午後1時から農業委員6名、推進委員6名、小川局長のほうから説明あった後、現地を確認しましたが、今言いましたように計画書で12月承認済みでありまして、新しい委員もおりますので、その辺の説明をしながら地区全員で許可すべきものという判断でしたので、皆さんの審議よろしくをお願いいたします。

○議長（石山 章君） 続いて、番号8番から10番についても報告をお願いいたします。

○16番（船山 寛君） それでは、8番、9番、10番について、関連ですので、説明させていただきます。

同じく10日1時から、これも現地でも\_\_\_\_の\_\_\_\_\_さんのほうから説明をいただきまして、砂利採取に関する件ですけれども、畑の中の赤道を鉄板を敷いて入るということで、これについても地元の同意等も全部取れておりまして、問題はなしとして見てまいりましたし、9番、10番についての一時転用ですけれども、これは道路の不足分、この部分だけを借りるということで、これについても地区全員問題なしと見てきましたので、皆さんの審議、よろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） 続いて、議案番号4番、5番について報告をお願いいたします。

5番、佐藤委員。

○5番（佐藤健吉君） それでは、申請番号4番、5番、併せて活用するというので、農地調整部会を開催し、審議しておりますので、内容を説明いたします。

今申し上げましたように4番、5番が合わせて3,409平米ということで、3,000平米を超えることから農地調整部会で審査をするという内容のものでございます。今前の案件と同じに、この案件につきましても農振農用地区域内の土地であり、2月に農振区域から除外申請があつて、前の委員で構成された農地調整部会で審査され、2月の農業委員会においてやむを得ないの意見が出た申請案件であります。その後農振の協議会の許可が出て手続が完了したため、今回5条申請がなされた申請案件であります。

最初に、9月14日の午前9時半からさんぼく会館の会議室におきまして農地調整部会、農業委員、最適化推進委員17人全員出席でございました。事務局から局長、次長、それから山北支所の村山副参事が出席して、会議室において事務局から申請の内容の説明を受けました。審議に入り、いろいろ質疑を行っていったんですが、不明な点があつて、当日待機していた\_\_\_\_行政書士に入室をいただきまして説明を受けました。申請面積がこの農地のほかに雑種地と合わせて3,739平米と広大であるということで、委員からいろいろ質問が出まして、敷地内の雨水の処理はどのようにするのかと、隣接する田に入るのではないかの質問に、行政書士のほうから境界にL型コンクリートを入れて10センチほど高くして、場内において沈殿を処理をする計画であるということの会議室の説明でありましたが、近年集中豪雨等局地的に異常に雨が降り、被害が出ている地域が多くあるので、沈殿池等の対策は考えられないかというようなことを質問したんですが、会議室では結果が出ませんでした。

それから、2つ目としては、市道からの乗り入れは市役所産業建設課の意見を聞いたという説明ですが、正式な申請手続が必要なのではないかということで、これも現場のほうで確認させてもらうことにいたしました。隣接農地の同意は得てあるが、工場なので隣接宅地の同意も必要なのではないかということで、いろいろ委員のほうから質問が出て、農振区域除外申請のときの説明と若干異なるところがあるんじゃないかというふうな委員から意見が出て、現地ですそれらについて再確認するということといたしました。現地です様々な指摘して改善計画を求めまして、その内容を改善し、事務局に提出があつて改善されたら許可することとして農地調整部会の意見をまとめたところであ

ります。

その後の指摘事項の回答については、雨水の処理について沈殿槽を設けたほうがよいのではないかという指摘に対して、雨水については敷地外に流出防止のためにL型コンクリートを盛土より高く設置するということと、併せて建物と建物の間の雨水処理用のコンクリート水路を設置して、深さ1メートル以上の砕石を入れて集水池を設置し、きちっと処理をするというような回答でございました。

それから、2つ目の乗り入れの許可について現況を確認し、できないのではないかと。若干高いところがありました。それで、現在の側溝では使用できないために側溝の敷設替えをして、計画書を村上市に提出してありますということで、道路工事施工承認申請書を提出して、今回答待ちだということでございます。それから、隣接宅地の同意について、それは同意をいただいて、同意書を添付したことを確認してあります。

申請地の盛土高についてどのくらいになるのかということなんですが、隣接宅地より低く盛土して、前側にL型を設置するというので、雨水流出防止に図りたいということで、低くすることによって市道からの乗り入れも容易になるというふうな回答と図面の添付でございました。

それから、敷地内に乾燥施設の記載があるし、申請書にもありますが、委員の1人なんですが、経験からすると相当の汚水は悪臭が発生すると思うが、その対策はどうするのかという質問でございましたが、図面上の乾燥施設の記載は誤りで、型枠の端材や引きくず等を置く置場として利用して、まとまったところで産業廃棄物として処理するので、汚水や悪臭の発生はないとの回答でございました。現場において委員全員での協議では、公道の代替地として早急に実施したいとの申請であることから、これらの指摘事項を解消されれば許可することの意見で取りまとめました。

農地調整部会の意見として、議案第2号4番、5番の農地法第5条の規定による許可申請については、指摘事項の改善が確認されたことから許可すべきものと判断したので、皆さんのご審議よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（石山 章君） 続いて、番号6番、7番について報告をお願いいたします。

推進委員1番、江端委員。

○推進委員1番（江端善文君） 推進委員の江端です。荒川地区では9月7日に農地法第5条申請に当たりました案件について現地確認を行いましたので、報告いたします。

当日は、午前9時に荒川支所会議室において農業委員3名、最適化推進委員3名、事務局からは大西次長、小田副参事、荒川支所産業建設課産業観光室の国井室長、遠山係長が出席し、事務局より申請内容について資料に沿って説明を受けました。その後、鳥屋地内の現場に移動し、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_さん立会いの下、申請内容について確認を行いました。

このたびの転用申請は、8月定例会において許可とした案件と同じ転用事業者であり、8月の申

請場所から、100メートルほど離れた位置になります。以前に許可した場所においても特に農家等からの苦情もなく、今回の場所においても適正に進めていくものと判断し、荒川地区としては委員全員で許可すべきものと意見になりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、議案第2号について質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 特にないようでありますので、議案第2号については許可することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について許可することに決定いたしました。

議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（小田雄介君） それでは、21ページを御覧ください。議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について説明いたします。

今月は、賃借権の設定が12件、所有権移転売買案件が1件となります。

それでは、番号1番、貸人、浜新田\_\_番地、\_\_\_\_、借人、泉町\_\_\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、村上字押前\_\_番、現況地目、畑、地積734平米、利用権等の種別、賃借権の設定、期間、15年間になります。借地につきまして、10アール当たり\_\_円、ただし5年間は無償とする。借人は認定農業者で、新規の設定となります。以下、12番までが賃借権の設定でございます。

続いて、番号13番、24ページ、御覧ください。これが所有権移転の案件になります。譲渡人、海老江\_\_番地、\_\_\_\_、譲受人、金屋\_\_番地、\_\_\_\_、土地の表示、金屋字鴨侍\_\_番、現況地目、田、地籍6,766平米、利用権等の種別、所有権の移転（売買）でございます。対価\_\_円、10アール当たり\_\_円、譲受人は認定農業者でございます。

場所の説明いたします。隣の25ページを御覧ください。金屋集落左側に太く囲んだ場所が今回の申請場所になります。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、ただいま説明のあった件について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） これも特にないようでありますので、議案第3号を承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定については承認することに決定いたしました。

議案第4号 村上農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に係る意見書の交付について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長(大西恵子君) それでは、26ページ、議案第4号 村上農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に係る意見書の交付についてです。今回は、1件の案件となっております。

申請人、村上市寒川\_\_番地、\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、寒川字白山\_\_番\_\_、地目、台帳、現況とも田、地積47平米ほか8筆、合計9筆、合計面積3,060平米です。変更の目的は、農振農用地区域への編入となります。変更内容として、申請地は農振農用地に隣接しており、農地中間管理機構関連農地整備事業に取り組むため編入をするものです。

場所の説明をいたします。27ページ、山北地区寒川集落地内、地図の中央付近、県道山北朝日線が走っております。地図左手方向、中央方向、右手方向、小さく囲んであります9筆が今回の申請場所になります。

場所の説明は以上です。

○議長(石山 章君) それでは、農振の意見書に係る現地調査をしていただいておりますので、報告をお願いいたします。

11番、斎藤委員。

○11番(斎藤 博君) 11番、斎藤です。議案第4号 村上農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の交付について現地調査を行いましたので、報告いたします。

山北地区では、9月11日、農振整備計画に係る現地調査を行いました。当日は、午後2時に山北支所会議室において農業委員3名、最適化推進委員2名、事務局からは大西次長、山北支所の村山副参事が出席し、初めに事務局より申請内容について説明を受けました。今回の9筆については、各ほ場上で一部面積が筆分けされている箇所がありますが、現状は線引きなく耕作が行われているものであり、地元農家組合において今後農地中間管理機構関連事業等の実施に当たり整備を行いたいとの目的で申請されたものです。

続いて、現地に行き、現地を確認いたしました。現地では、申請のとおり申請箇所についてもほ場として分けなく作付が行われており、申請内容に相違ないことを確認いたしました。よって、山北地区委員全員、今後の農地維持のために妥当と判断いたしました。ご審議よろしく申し上げます。

○議長(石山 章君) それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

16番、船山委員。

○16番（船山 寛君） 16番、船山です。今現況の確認は聞きましたけども、再確認で事務局お願いします。

この細かいところ、例えば家の前の\_\_\_\_\_とか、こういう細かいのは現在も耕作していて、この後も編入した中できちんと耕作するということですね。この後のことも響くんで、現況は今説明は聞きましたけども、これだけ集落に近いところでこの細かい面積を編入するという事は、確かにほ場整備、中間管理機構ありますけども、多面的にも当然関わってきますし、ですから本人がこういう集落にくっついている、こういう細かいところもきちんと耕作していくということをきちんと確認した案件ですね。

○議長（石山 章君） 事務局長。

○事務局長（小川良和君） 今ほど船山委員からの質問につきましては、確認して、耕作を引き続きするという事での回答を得ておりますので、その旨報告いたします。

○16番（船山 寛君） それだけきちんと聞かないと。ありがとうございました。

○議長（石山 章君） ほかにないでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第4号については、村上市農業委員会の意見は適当であるというふうに決定したいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第4号 村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見書の交付について、村上市農業委員会の意見は適当であるということに決定いたしました。

次に、議案第5号 令和3年度農業施策等に関する意見書（案）についてを議題といたします。事務局、説明してください。

○事務局副参事（小田雄介君） それでは、28ページ、御覧ください。令和3年度農業施策等に関する意見書（案）について、別紙のとおり決定するものとするでございます。

本日お配りしましたA4、2枚ほどの別紙、村上市農業施策等に関する意見書（案）をちょっと御覧ください。こちら9月15日に農政振興部会を開催いたしまして、その中で振興部会のほうで作成をいたしましたものです。それでは、前段抜きまして、1番のほうから読み上げさせていただきたいと思っております。

1、農地等の利用の最適化の推進について。（1）、地域の営農活動が持続可能なものであるためには担い手が効率的かつ安定的に農業経営ができる環境整備をする必要があります。本市においては、平成30年度より朝日地域の館腰地区及び三面地区で条件不利農地の解消に向け、農地中間管理機構関連整備事業への取組について地域の合意形成がなされたところです。しかし、県下のほ場整備事業の要望は近年増加傾向にあることから、当該事業が確実かつ迅速に実施されますよう、新

規事業採択に向けた支援並びに財源の確保等に努めること。

(2)、このたびのコロナウイルス感染症対策等によって、働き方や生活様式が大きく見直されています。東京一極集中と言われている労働力の分散は、農業分野にとっても大きなチャンスと考えます。こういった新規就農へ結びつく仕掛けづくりや就農者への支援を講じられたい。

2、安定した農業経営について。(1)、農業経営者の一層の高齢化と減少が急速に進行し、農業生産基盤の脆弱性が危惧される中、地域の農業生産や必要な農地を確保し持続可能なものとしていくためには、担い手とともに地域社会の維持に重要な役割を果たしている中小家族経営体など多様な経営体の営農活動が継続できることが重要です。そこで、中小家族経営体等の生産基盤の強化に取り組むとともに、経営発展の段階や中山間地域等の地理的条件、生産品目の特性などに応じ、経営改善を目指す中小家族経営体を幅広く担い手として育成支援を行っていただきたい。

(2)、全国的な米の需要減少傾向が進む中、農家の経営の安定化を図るために、米に続く新たな経営の柱として園芸導入、生産拡大による所得の増大を目指す取組を推進していくことが重要である。適地適作を基本に、需要の見込みや稲作との作業競合等を十分考慮し、園芸品目の選定をするとともに生産に適する農地の確保を図る。また、技術習得や初期投資など園芸導入する際の不安を払拭するため、園芸に取り組みやすい環境を整備するとともに園芸の担い手育成並びに労働力確保に向けた取組を講じられたい。

(3)、農業生産法人等の組織経営体は複合経営が進み、集積規模も大きくなってきており、それに伴い農業の現場で必要な人材を確保することが課題となっています。若者や女性など農業内外からの多様な人材の確保のためには、魅力的な農業の姿や就農に関する情報発信を強化するとともに、スマート農業技術の導入等といった農業の働き方改革の推進に向けた取組への支援策を講じていただきたい。また、働きやすい環境づくりも重要であり、そのための拠点整備に対し支援策を講じられたい。

3、鳥獣害対策について。(1)、鳥獣害による農産物及び農地等への被害が増加傾向にあります。特にイノシシによる被害は甚大で、農業者から収入を奪うだけでなく、生産意欲をも奪う状況にあり、被害が多発している地域においては耕作を断念する農地が発生、増加することが懸念されます。このことから、イノシシの侵入防止策の充実のみならず、捕獲等による個体数の減少策など駆除対策の拡大を図ること。また、狩猟者の担い手確保のため、狩猟免許取得及び資格維持に対する支援策を講じられたい。

4、農業委員会及び事務局体制の強化について。(1)、村上市農業委員会は県下で最も広い農地面積を抱えており、農地法に基づく各種手続や農地相談の件数は他市町村に比べて多く、その業務の多くは専門性を有しており、かなりの経験が求められています。また、農業委員会法等の改正による農業委員会の業務量の増加や転用許可、農地中間管理事業などの新たな業務の追加等により、事務局職員への事務負担が増加しております。この中で今後さらに地域に密着した活動を展開して

いく必要があり、一定の活動水準を確保する上でも事務局体制について専門性を考慮し、職員の育成及び配置を図ること。

以上が農政振興部会で作成しました意見書の案となりますので、ご審議のほどをよろしく願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、ご意見、ご質問等を伺います。

1 番、阿部委員。

○1 番（阿部正一君） 1 番、阿部です。今日拝見したんで、事務局に質問も何もできなかったわけですが、ちょっと文章ずっと読んでいただきますと、1 番の（1）の語句、確保に努めること。その後は講じられたい、いただきたいということで、案件として意見書の内容になっておりますし、4 番の（1）も、増員なのか、その辺をはっきりしたほうが、行っていただきたいとか、そういうような語句にしたほうが通りはいいんでないでしょうか。

以上でございます。

○議長（石山 章君） 事務局副参事。

○事務局副参事（小田雄介君） それでは、ただいまの阿部委員のご意見ですが、細かな語句の部分について微調整をさせていただきたいと思いますので、ここについては会長と代理と部会長、副部会長、事務局のほうにちょっと一任させていただければと思いますが。

○議長（石山 章君） 阿部委員、よろしいですか。

○1 番（阿部正一君） はい、いいです。

○議長（石山 章君） ほかないでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、今ほど説明した内容、語句については検討させていただくということでさせていただきます。基本的にはただいま説明した内容を村上市の農業委員会の意見書として市長及び議長に提出をすることといたします。

議案として、その他について皆さん方から。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、いつもですと休憩を取るわけではありますが、休憩をなしで進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

・協議、連絡事項ほか

時に午前10時29分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和2年9月24日

村上市農業委員会

会 長

同議事録署名委員

委 員

委 員